平成２５年（フ）第６９号
宮城県石巻市丸井戸１丁目３番41－５号、前住所宮城県石巻市不動町１丁目８番２号
債務者　齋藤　正光
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第３９３号
相模原市中央区星が丘２丁目１番８号　ペルテ星ヶ丘902
債務者　梧桐　貴子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６２号
京都府亀岡市篠町馬堀南垣内１番地　ロイヤルパレス馬堀107
債務者　林　　拓馬
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１０３１号
大阪府藤井寺市沢田３丁目５番31号
債務者　坂本　和義
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７０号
堺市中区八田西町２丁３番７―209号
債務者　大野　洋子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７５号
大阪府河内長野市北貴望ケ丘38番９―302号
債務者　葛原　裕之
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７６号
大阪府河内長野市北貴望ケ丘38番９―302号
債務者　葛原　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０９６号
堺市東区丈六236番地１　ルミナスコート103号、前住所堺市東区西野421番地１
債務者　川上　佳代
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５３０号
神奈川県小田原市堀之内84番地の４
債務者　宗形　壽彦
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５６９号
神奈川県平塚市河内96番地の８
債務者　伊東　新悟
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５７６号
神奈川県小田原市南板橋２丁目252番地　杉崎アパート102号、前住所神奈川県小田原市板橋1069番地の５
債務者　田中　正博
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４３号
岐阜県多治見市笠原町1445番地の１
債務者　山本　哲也
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１５１号
岐阜県中津川市新町７番17号
債務者　鎌田　智香（旧姓大津・橋本）
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３６４号
愛知県一宮市東島町２丁目29番地　浄心マンション４Ａ
債務者　橋冨　秀博
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１７号
山口県下関市後田町４丁目23番21―607号　サーパス東駅、前住所山口県下関市元町１番38号
債務者　伊藤　　忍
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
山口県下関市観音崎町４番12号
債務者　京塚　啓子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
山口県下関市清末鞍馬４丁目１番５号
債務者　折式田真弓
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係